振替新株予約権の取扱いに係る規定の明確化等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2026 年 11 月 24 日
株式会社証券保管振替機構

１．改正趣旨及び概要

（１）特定の銘柄の振替新株予約権についての権利を有する者が存在しなくなった場合その他の場合における取扱廃止等の明確化

ア．趣旨

会社法第 287 条による新株予約権の消滅により、特定の銘柄の振替新株予約権についての権利を有する者が存在しなくなった場合その他の場合における現行の取扱いを明確化する観点から、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）及び株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する。

イ．概要

① 規程第９条第１項に規定する規則で定める事由（取扱廃止事由）として、「特定の銘柄の振替株式等についての権利を有する者が存在しなくなった場合」及び「振替機関及び口座管理機関の備える振替口座簿中の加入者の口座における特定の銘柄の振替株式等の全部についての記載又は記録が抹消された場合」を明示する。

（規則第５条）

② 特定の銘柄の振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、権利を有する者が存在しなくなったことが取扱廃止事由となり、その取扱いが廃止されるときは、規程第 259 条（規程第 263 条及び第 271 条の３において準用する場合を含む。）に規定する通知の対象としないことを明確化する。

（規程第 259 条、規則第 336 条の２）

（２）上場廃止後の振替新株予約権等の取扱いの明確化

ア．趣旨

上場廃止となった振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権については、これまで、規程第６条に定める機構取扱対象株式等として取扱いを行ってきた。このうち、振替新株予約権及び振替新投資口予約権については、金融商品取引業者が上場廃止後に、行使されなかったものの全てを取得すること等を内容とする契約が締結されているものに限り、同条の対象としている。

一方、近年、金融商品取引業者が上場廃止後に、行使されなかったものの一部のみを取得すること等を内容とする契約が締結されている新株予約権を機構において取扱う事例が生じている。当該新株予約権についても、上場廃止後、未行使の新株予約権の権利行使に係る実務を円滑に行う必要があることから、規程第６条に定める機構取扱対象株式等に該当しな

くなったときには、規程第９条第２項により、権利行使が全て完了する日又は権利行使期間が満了する日までその取扱いを継続している。

こうした事例等を踏まえ、機構取扱対象株式等及び取扱継続に係る規定の適用関係をより明確にする観点から、振替新株予約権並びに同様の規定構成となっている振替新株予約権付社債及び振替新投資口予約権について、規定の構成を整理することとし、規程及び規則の一部を改正する。

イ．概要

振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権について、金融商品取引所に上場されていたものを機構取扱対象株式等とする規定を削除し、今後は、従来、当該規定により取り扱っていたものについても、規程第９条第２項に規定する「取扱いを継続する必要があると認めるとき」に該当するものとして、上場廃止後も一定期間においてその取扱いを継続することとする。

また、当該規定の削除に伴い、関連規定についても整合を図るための整理を行う。

（規程第６条、規則第２条、第５条）

（３）発行者の通知及び提出書類に関する規定の整備

ア．趣旨

発行者から機構に対して行う通知及び提出書類について、通知事項の整備及び手続の合理化を図る観点から、規則の一部を改正する。

イ．概要

発行者の決定事項等の通知事項について、会社法第 287 条による新株予約権の消滅等に係る事項を追加する。

また、振替新株予約権付社債の取扱開始に係る同意時に発行者が提出する書類を簡素化するほか、所要の規定の整備を行う。

（規則第３条、別表１）

（４）その他

その他、条項ずれに係る形式的な修正など所要の規定の整備を行う。

（規程第２条、第 287 条の４、規則第 11 条、別表１）

２．施行日

2026年12月１日から施行する。

以　上